

Discussion Paper No. 17  
Toyota Technological Institute

# 動物権利論と野生動物の問題

浅野幸治

豊田工業大学

Discussion Paper No. 17  
Toyota Technological Institute

## 動物権利論と野生動物の問題

浅野幸治

豊田工業大学

## 目次

序 .....	1
第1節 動物権利論 .....	1
第2節 動物解放論 .....	5
第3節 鳥獣害の問題 .....	9
補論 狼を再導入すべきか .....	16
参考文献 .....	21

## 序

本稿では、動物権利論の立場から、野生動物の問題、とくに鳥獣害の問題について何が言えるかを考えてみたい。まず第1節で、動物権利論を略述する。第2節で、野生動物に関して動物権利論から出てくる基本的な主張を述べて、いくつかの疑問に答える。第3節で鳥獣害の問題に関して、動物権利論の立場からいくつかの示唆を述べる。最後に補論として、狼の再導入についても少し考えてみる。

### 第1節 動物権利論

まず初めに、ゴータマ・ブッダの言葉に耳を傾けてみよう。

生きものを（みずから）殺してはならぬ。また（他人をして）殺さしめてはならぬ。また他の人々が殺害するのを容認してはならぬ。世の中の強剛な者どもでも、また怯えている者どもでも、すべての生きものに対する暴力を抑えて――。

「かれらもわたくしと同様であり、わたくしもかれらと同様である」と思って、わが身に引きくらべて、（生きものを）殺してはならぬ。また他人をして殺させてはならぬ。

弱いものでも強いものでも（あらゆる生きものに）慈しみをもって接せよ<sup>1</sup>。

すべての者は暴力におびえ、すべての者は死をおそれる。己が身をひきくらべて、殺してはならぬ。殺さしめてはならぬ。

すべての者は暴力におびえる。すべての（生きもの）にとって生命は愛しい。己が身にひきくらべて、殺してはならぬ。殺さしめてはならぬ<sup>2</sup>。

ここで、「生きもの」と呼ばれているものは、漢語では「有情」とも言う。「有情」の「情」は、「知・情・意」の「情」であり、「感情」や「情念」や「情緒」、「情動」の「情」である。要するに、刺激に対して応える心の働きである。「有情」に対立する概念は「無情」

---

<sup>1</sup> 以上3つは、『ブッダのことば』、394, 705, 967。

<sup>2</sup> 以上の2つは、『ブッダの真理のことば（ダンマパダ）』、129-30。

である。「無情」の代表は、木石である。木石は、刺激に対して「有情」のように反応しない。あるいは言い換えると、なにかを感じる心があるとは思われない。

「生きもの」というのは、日本語の日常的な用法である。例えば、正確に同じではないけれども、紀貫之は『古今和歌集』の仮名序で、次のように述べている。

花に鳴く鶯、水に住む蛙の声を聞けば、生きとし生きるもの、いずれか歌をよま  
ざりける

つまり簡単に言えば、すべての生きものが歌をよむと言うのである。私たちに身近な生きものと言え、犬や猫、鶏、雀、燕、蟋蟀、キリギリス、鼠などだろうか。こうした例から類推して、およそすべての生きものが歌をよむと言うのである。このように言われるとき、「生きもの」という表現は、明らかに「生きて動くもの」を意味する。動くことが、生きていくことの何よりの証拠だからである。これは、無情を含まない「生きもの」の用法である<sup>3</sup>。このような用法は、現代でも例えば「生き物図鑑」という言葉に残っている。

「生き物図鑑」と言えば、実質的に動物図鑑であって、植物図鑑ではないのである。

ではどうして、生きものを殺してはならないのか。それは、他の生きものが私と同様であり、私も他の生きものと同様だからである。これは、言うまでもなく、私も生きものであることの確認である。私は、そのことを痛切に知っている。私は、あるとき生まれてきたし、今生きているし、まもなく死んでいく。では、私と他の生きものと、どこが同様であり、何が共通なのか。すべての生きものは暴力におびえ、死を恐れる、すべての生きものにとって生命は愛しいのである。この点において、他の生きものは私と変わらない。だから、生きものを殺してはならない、というのである。

上で引用したゴータマの言葉は、仏教でもっとも重要な実践的教えである不殺生戒を表している。不殺生戒について、もう少し注釈を加えたい。不殺生戒が禁じるのは、殺すことだけではない。殺すことは、最大の暴力として暴力の全体を代表している。だから、

---

<sup>3</sup> 同様に、有名な「生類憐れみの令」でも、「生類」という言葉は動物という意味で使われている。

不殺生戒は、たんに殺すことだけではなくして、あらゆる暴力（傷つけること）を禁じている。私たちは、たんに死を恐れるだけではなく、暴力におびえるからである<sup>4</sup>。だから、このような思想は、現代の言葉では「非暴力」とも呼ばれる。もう1つ、不殺生戒は、みずから殺すことを禁じるだけではなくて、他人をして殺さしめることも禁じている。つまり、殺すことを他人に下請けさせることも禁じている。このことの意味は大きい。私たちのほとんどは、生きものを殺したりしていない。その意味で、不殺生戒は関係がなさそうである。しかし、そうではない。肉を食べるほとんどの人は、屠殺を他人に下請けさせている。その意味で、不殺生戒を犯している。

さて、上のゴータマの教えは、説得的だろうか。もし生きものに、殺されない権利がないならば、どうなるだろうか。当然、人間にも、殺されない権利がないということになる——人間は、生きものだからである。しかし、私たちは、人間にいくつかの基本的な権利があること、とりわけ生命権（殺されない権利）と身体の安全保障権（傷つけられない権利）と行動の自由権（行動を妨げられない権利）という3つの絶対的権利があることを確信している<sup>5</sup>。これら3つの権利は、いかなる政治体制においても尊重されるべきだという意味で絶対的である。どうしてだろうか。どうして人間にはこれら3つの絶対的権利があるのだろうか。もし人間に、殺されない権利がなかったならば、どうなるだろうか。人間は殺されてよい、言い換えると、人間を殺してもよい、ということになる。しかし、私たちは、もし殺されるなら、生きていくことができない。これは、私たちの存在の全否定である。私たちは、いかなる生の喜びも味わうことができない。これは、とんでもない不利益である。

もし人間に、傷つけられない権利がなかったならば、どうなるだろうか。人間は傷つけられてよい、人間を傷つけてもよい、ということになる。傷つけるとは、細胞を破壊し、身体器官を多かれ少なかれ機能不全にすることである。だから、もし私たちが傷つけられ

---

<sup>4</sup> 不殺生戒は、別のところでは、はっきりと「生きものを害してはならぬ」と表現されている。『ブッダのことば』、400。

<sup>5</sup> これら3つの絶対的権利は、自然権、すなわち政治共同体に先立つ権利である。したがって、政治共同体の外、政治共同体がないところでも尊重されるべき権利であり、政治共同体によって尊重され実現されるべき権利がある。

るならば、私たちは、少なくとも2種類の不利益を被る。第1に、傷つけられることは、それ自体で大いに苦痛である。第2に、傷つけられた結果として、傷つけられた身体器官の機能が不全になる。つまり、それまでできていたことができなくなる。

もし人間に行動の自由がなかったならば、例えば監禁されていたならば、どうなるだろうか。私たちは、ほとんどなんの自由もなくなる。行きたい所に行くことも、見たいものを見ることもできなくなる。食物さえ自由に得ることができなくなる。およそ生の喜びのほとんどを奪われると言ってもよいだろう。これも、甚大な不利益である。だから私たちは、生命権と身体の安全保障権と行動の自由権を絶対的に必要とする。この必要性が、絶対的権利の根拠である。

もう少し掘り下げて考えてみよう。どうして私たちは、これら3つの絶対的権利を必要とするのだろうか。それは、私たちが細胞から成り、さまざまな身体器官から構成された生きものだからであり、そういう身体的生きものがこの世界で生きていくためには場所的に移動することが必要だからである。ということは、私たちに3つの絶対的権利があるのは、私たちが身体的存在——生きもの——だからである。私たちは、生きものである限りにおいて、生命権や身体の安全保障権や行動の自由権をもつのである。もしそうであれば、人間でなくても私たちと同じような生きものは、私たちと同じ絶対的権利をもつはずである。人間という動物に3つの絶対的権利があるように、人間以外の動物にも同じ3つの絶対的権利があるはずである——人間という動物も人間以外の動物も、同じ資格で生きものだからである。つまり、上で見た、生命権が否定された場合の考慮、身体の安全保障権が否定された場合の考慮、行動の自由権が否定された場合の考慮は、人間に当てはまると同じく、他の動物にも当てはまる<sup>6</sup>。

---

<sup>6</sup> 「人間は理性があるじゃないか、言語を操るじゃないか」、と言われるかもしれない。たしかに、その通りである。そこから、2つのことが帰結する。第1に、人間には、3つの絶対的権利の他にも基本的人権がある。例えば、思想の自由や言論の自由である。第2に、人間の理性的能力は、人間の場合に3つの絶対的権利を守るべき追加的理由になる。だから、例えば人間の生存と他の動物の生存がどうしても両立しえない場合には、人間の生存が優先しうる。しかしそれでも、3つの絶対的権利の内容が変わるわけではない。人間の場合にも他の動物の場合にも、3つの絶対的権利は同じ内容である。

他方、同様な考慮が、植物には当てはまらない。動物と植物の違いは、刺激に対して快苦を感じるかどうかである。動物は、苦痛を感じるから暴力におびえるのであり、快を感じるから生命が愛しいのである。そのような快苦の感覚と、動物が生きて動くこととの間には、密接な関係がある。動物は、苦を避け、快を求めて、移動するからである。植物には、同様な快苦の感覚と、それに結びついた移動能力がない。言い換えると、植物には、動物のような移動能力がないから、快苦の感覚がないと推定される<sup>7</sup>。この快苦を感じるかどうかという点で、私たち生きものと木石とは大きく違うのである<sup>8</sup>。

そういう次第で、動物権利論の主張は、こうである——人間に生命権と身体の安全保障権と行動の自由権があるように、他の動物にも同じ3つの絶対的権利がある。

## 第2節 動物解放論

動物がもつ3つの絶対的権利に基いて、動物権利論は、人間に対して、動物を殺すな、動物を傷つけるな、動物の行動の自由を奪うな、と要求する。つまり、動物を人間による虐殺、虐待、監禁から解放せよという主張である。これが、動物解放論である。

ただし、動物解放論の中心的主張は、動物を人間による監禁、およびそれに基づいた虐待や虐殺から解放せよというところにあると思われる。どういうことか。ここで、人間によって囚われているかどうかによって、動物を2種類に分けよう。人間によって囚われている動物は飼育動物と呼ばれ、囚われていない動物は野生動物と呼ばれる。そうすると、

---

<sup>7</sup> もし仮に植物が快苦を感じ、植物に情があるならば、植物をも殺すべきでない、傷つけるべきでないということになる。そしてもし植物に殺されない権利や傷つけられない権利があるならば、私たちが植物を食べることが許されるのは、植物の権利と人間の権利が衝突するからであり、その限りにおいてだということになる。

<sup>8</sup> もちろん、動物と植物の境界線、より正確には快苦を感じる生きものと快苦を感じない生物の境界線を確定することは、難しい。もし快苦の感覚の発現を中枢神経系の発達に見るならば、快苦を感じる生きものと快苦を感じない植物の間に、快苦を感じない生きものが出てきてしまう。快苦を感じるかどうかに関して、いわば灰色地帯にいる動物である。具体的には、例えば昆虫や軟体動物である。こうした動物の場合、科学的観点からは、快苦の感覚があるのかわからないが、はっきりしないかもしれない。けれども、私個人の見解としては、こうした動物も生きて動くのだから、快苦の感覚がありそうである。だから、こうした動物も快苦を感じている場合のことを考えて、より無難な方針をとったほうがよいと考える。



動物解放論の力点は、野生動物を殺すな、傷つけるなという主張よりも、飼育動物を解放せよというところにあるからである。というのは、第1に、野生動物は、直ちに殺される危機にあるわけではない。他方、飼育動物は、すでに囚われているので、逃げることができない。いつ殺されてもおかしくない、いつ傷つけられてもおかしくない状況にある。第2に、魚を除いて考えれば、殺されたり傷つけられたりする野生動物の数よりも、殺され傷つけられる飼育動物の数のほうがずっと多い。第3に、野生動物はまれに傷つけられるだけである。他方、多くの飼育動物は、継続的に虐待されている。例えば、乳用牛や繁殖豚や採卵鶏の境遇を考えてみよ<sup>9</sup>。そういう次第なので、動物解放論の中心的関心は、野生動物よりも飼育動物のほうにある。

では、飼育動物が人間の手から解放されたらどうなるのか。飼育動物は、自由を回復し、野生動物になる。ここでまず、「非現実的だ」という反論がありうるだろう。その反論に答えておこう。「非現実的だ」という反論は、2つの形をとる。第1に、飼育動物はすでに人間によって何年間も飼育されてしまっているのだから、いきなり野生で生きていけと言われても、野生で自活する能力がないだろう、というのである。つまり、野生に放しても死んでしまうだけなので、かえって動物の福祉に反する、というのである。たしかに、これは深刻な問題である<sup>10</sup>。しかし、動物が野生で生きていく能力を失っているのは、人間に責任がある。したがって、私達には、飼育動物が野生動物になれるように、動物に野生復帰訓練を施す義務がある。適切な野生復帰訓練を与えられることで、飼育動物が野生で生きていけるようになれば、それでよいだろう。しかし、そのような訓練によっても動物が野生に復帰できない場合には、その動物を終生飼養する義務が人間にはある。それが飼育動物に対する責任である。第2に、膨大な数の飼育動物が野生で生きていけるだけの十分な場所がない、と言われるだろう。しかし今現在、多くの飼育動物を受け入れるだけの十分に広い野生の土地がないならば、新参の野生動物のために新たな土地を用意する必要がある——そうでなしに、既存の土地に多くの新参の野生動物を押し込めば、食料の不

---

<sup>9</sup> 浅野「工場式畜産の発展」を参照。実験動物については、大上『動物実験の生命倫理』、八神『ノックアウトマウスの一生』、笠井『ありがとう 実験動物たち』がいくらか参考になる。

<sup>10</sup> もちろん、飼育動物がすぐに野生に適応し生きていける場合には、この問題はない。

足となって、やはり多くの動物が死ぬことになるだろうからである。そうした責任を、私たちはすでに負ってしまっている。飼育動物を繁殖させ増やしたのは、人間だからである。

そうすると、動物解放後の世界はどのようになるだろうか。単純に言うと、一方に野生動物がいて、他方に人間がいる。つまり、一方に野生動物が住む区域（野生動物区域）があって、他方に人間が住む区域（人間開発区域）がある。そうした住み分け・共存が、動物解放論が描く理想世界である。ただし、野生動物区域と人間開発区域の境界が幅のない線だというのは、現実的ではない。現実的には、野生動物区域と人間開発区域の間に、一定の幅の緩衝地帯があるだろう。緩衝地帯では、動物と人間が入り交じる。したがって、動物と人間が交錯する際の秩序を考えることが必要になる。そうすると、より正確には、緩衝地帯は、動物が主で人間もいくらか立ち入ることが許される自然的区域と、人間による利用が主で動物もいくらか立ち入ることが許される利用的區域とに分けられる。なにかこうした4区分による住み分け・共存が、動物解放後の世界像になる。

次に、もう少し本格的な2つの疑問に答えておこう。第1の疑問は、こうである。

動物には、殺されない権利や傷つけられない権利があるとしよう。そしたらば、自然のなかである動物、例えば鹿が、別の動物、例えば狼によって食べられようとしたとき、私たちはどうしたらよいのだろうか。自然のなかには肉食動物もいるだろうし、捕食関係もあるだろう。人間は、被食動物の生命権を守るために、自然界で道徳的警察の役割りを演じて、捕食を止めさせるべきなのだろうか。でもそうすると、肉食動物の生命権は、どうなるのだろうか。

この疑問は、手強い<sup>11</sup>。というのも第1に、肉食動物の生命権と被食動物の生命権は、両立しえないように思われる。また第2に、人間が道徳的警察として自然界に介入することも、余りに大変と思われるからである。しかし、私たち人間には、自然界に介入する義務はない。私たちが負う義務は、殺すな、傷つけるな、監禁するな、という消極的義務にす

---

<sup>11</sup> 捕食の問題については、別稿で詳しく論じる予定である。

ぎないからである<sup>12</sup>。言い換えると、動物を助けよという積極的義務ではない<sup>13</sup>。人間が自然界に不当な介入をしなければ、自然界は自然の秩序でやってゆくのである。動物解放論のこの側面を、自由放任論という。それぞれの動物が自分で自由に生きていけば、それでよいのである。動物のなかには、長生きするものもいれば、短命に終わるものもいるだろう——けれども、それは自然界の事実であって、人間がどうこうすべきものではない。

第2の疑問は、こうである。

自然界では、食べたり食べられたりといった食物連鎖がある。人間も、その例外ではなくて、食物連鎖の頂点に立つ者として他の動物を食べてよいのではないか。

この疑問は、要するに、他の動物が動物を食べているのだから、人間も動物を食べてよいだろう、人間だけが動物を食べるのを控えなければならない理由はない、ということである。こう疑問に思う人は、なにか人間だけが損をしているような感じがして釈然としないのかもしれない。しかし、こう考えることもできるだろう——たしかに野獣が動物を食べているとしても、私たちが野獣の真似をしなければならない理由はない、と。実際に、私たち人間は道徳的存在である。他方、私たちの通常の理解では、他の動物には、行為の自由もなければ、道徳を理解する理性能力もない。特に、肉食動物にとって、動物を食べることは必然にすぎないだろう。しかし、私達には、理性も、道徳感覚も、行為の自由もある。私達には、そのような道徳的能力がある。それが、私たちの人間本性である。そして道徳とは、道徳的存在者たる私たち人間の行為に関わる。言い換えれば、道徳とは、最

---

<sup>12</sup> こうした消極的義務は、完全義務とも呼ばれ、いかなる他者に対しても守られるべき義務である。

<sup>13</sup> 人間は野生動物に対して、基本的に積極的な援助義務を負わない。ただし、積極的な援助義務を、相手の積極的権利に対応しない道徳的義務として構想することは可能である。その場合、積極的な援助義務は、不完全義務と言える。だから、例えば、傷ついた野生動物を私たちは、道徳的に良い行いとして、治療することができる。もちろん、積極的な援助義務が、なんらかの関係性に基いて、完全義務になる場合もある。例えば人間の場合、家族内の援助義務や一国の国民相互の援助義務がそうであり、おそらく国際的な援助義務も経済的な結びつきのゆえに基礎づけられる。飼育動物に対しても、その関係性ゆえに、人間は積極的な義務を負う。

初から人間の行為に関わり、動物の行為には関わらない。だから、私たちがいかに生きるべきかを考えるとき、動物の行動は参考（模範）にならない。

上の考察は、動物に対する人間の義務、および人間に対する動物の権利（請求権）に関して、私たちに2つのことを教えてくれる。つまり、この権利・義務関係は、一方において行為主体の道徳的本性に根拠を置いている。他方において行為客体（行為の受け手）の生物学的本性に根拠を置いている。これら2通りの行為主体と行為客体の間に成り立つ関係なのである。したがって、行為の主体または客体がなにか別の種類のものであった場合には、この権利義務関係は成り立たない。例えば、人間と木石の間には、この関係は成り立たないし、他の動物と他の動物の間にも成り立たない。

### 第3節 鳥獣害の問題

上で見たのは、動物権利論が、人間は他の動物を傷つけるなど主張することである。では、他の動物が人間に害をなしてきたときには、どうすればよいのか。ここでは、鳥獣害の問題について考えたい。鳥獣害とは、主として野生動物による農業被害のことである<sup>14</sup>。この鳥獣害が大きな問題になっていると言われる。日本で2017（平成29）年度に、野生鳥獣による農作物被害金額は、164億円である<sup>15</sup>。主な害獣は、鹿と猪であり、鹿による被害額は55億円、猪による被害額は48億円である。その次には、鳥による被害額が15億円、猿による被害額が9億円である。これら4種の鳥獣による被害が被害額全体の77%を占める<sup>16</sup>。この農作物被害金額は、増えているのだろうか、減っているのだろうか。被害金額が最大だったのは2010（平成22）年度で、その額は239億円であった。統計資料のある1999（平成11）年度から2014（平成26）年度まではおおむね200億円前後で推移している。ただし直近の4年間は減り続けていて、すでに述べた2017（平成29）年度の164億円というのは、統計資料のある過去19年間で最小値である。

---

<sup>14</sup> 他に挙げれば、野生動物が感染症の媒体になるとか、人間を襲うとか（人的被害）、森林被害とかいった問題もある。

<sup>15</sup> 農林水産省「野生動物による農作物被害状況の推移」を参照。

<sup>16</sup> その他の有害鳥獣は、被害額の大きい順にヒヨドリ、カモ、ハクビシン、クマ、アライグマ、スズメなどである。

しかしながら、祖田修の『鳥獣害』という本では、第3章が「農村に跳梁する野生」と題され、その第1節が「拡大する鳥獣害」と題されている。そこで祖田は、次のように述べる。

1970年以降、野生鳥獣たちが徐々に増え、やがて1990年代の後半から急速に膨れ上がっていった……中略……このように増えた野生鳥獣が、村にも町にも姿を現わし、人身被害や農林業への被害が起こっている<sup>17</sup>。

具体的に野生動物の数を、鹿と猪について見てみよう。統計を取り始めた1989(平成1)年度末に、ニホンジカ(本州以南)の推定個体数は約30万頭であった<sup>18</sup>。それが徐々に増えて、2016(平成28)年度末には約272万頭になっている。単純に見れば、27年で9倍になったような計算である。イノシシの数は、1989(平成1)年度末には約27万頭だったのが、2016(平成28)年度末には約89万頭になっている。これも3倍以上に増えている計算になる。被害のほうは、どうか。「鳥獣害の中で、戦前から戦後十年ほどの間は、……鳥害が一般的で、農作物への獣害はとりたてていうほどのものではなかった<sup>19</sup>。」「1980年代初めにはシカによる農業被害はほとんど問題とはならなかったが、」「シカによる農林業被害は1980年代後半から急増した<sup>20</sup>。」猪についても同様で、「イノシシによる農業被害は、1990年代にかけて急増し」た<sup>21</sup>。

こうして見えてくる鳥獣害の論理は、こういうものである。

- 1、野生動物が増えた。
- 2、その結果、農作物被害が増えた。
- 3、したがって、農作物被害を減らすためには、野生動物を減らす必要がある。

野生動物を減らす方法は「駆除」と呼ばれ、主に銃で撃ち殺すのである。例えば『鳥獣害

---

<sup>17</sup> 祖田『鳥獣害』、46～47頁。

<sup>18</sup> 環境省「統計手法による全国のニホンジカおよびイノシシの個体数推定等について」を参照。

<sup>19</sup> 河合・林編『動物たちの反乱』、16頁。

<sup>20</sup> 環境省「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン(ニホンジカ編)」、19頁。

<sup>21</sup> 環境省「特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン(イノシシ編)」、25頁。

ゼロへ』という本の表紙には、銃を肩にかけた人の絵が描かれている<sup>22</sup>。こうして害獣が駆除されてきている。これも数字を見ておこう。1990（平成2）年度に有害鳥獣として捕獲されたり管理計画に基いて調整されたりしたシカの数、約1万1千頭であった<sup>23</sup>。それが徐々に増えて、2016（平成28）年度には、約41万8千頭である。イノシシの場合、1990（平成2）年度には約1万3千頭であった。それが、やはり徐々に増えて、2016（平成28）年度には、約45万8千頭になっている。これらの数字は、狩猟された個体数を含まない。2016（平成28）年度に、狩猟されたシカ数は約16万1千頭であり、イノシシ数は約16万3千頭である。これらの数を合わせると、2016（平成28）年度に狩猟されたり駆除されたりした野生動物の数は、シカが約58万1千頭、イノシシが約62万頭である。ついでに駆除されたサルの数も見よう。1990（平成2）年度に、駆除されたサル数は、約5千頭であったが、これも徐々に増えて2016（平成28）年度には約2万5千頭である<sup>24</sup>。これだけの野生動物を人間が殺しているわけである。

当然ながら、こうした虐殺に動物権利論は反対する。駆除にも狩猟にも反対する。狩猟に反対する理由は簡単である。狩猟は、基本的に遊びである。したがって、自分の楽しみのために野生動物を殺すことは、まったく正当化されえない。本稿で取り上げるのは、農業に被害をもたらすから駆除するという論理のほうである。これから、この論理に反論を試みていきたい。この論理は、一見、正当な根拠に基いているように見える。「農業に被害をもたらすから」動物を殺すというのは、動物を「みだりに殺す」のではない典型的な例に見える。この論理を徹底すれば、野生動物が農業に被害をもたらす以上、そのような野生動物はそもそも1頭も、1匹もないのが一番よいということになるだろう。つまり、害獣や害鳥や害虫は絶滅させよ、というわけである<sup>25</sup>。けれども、これは暴論だろう。このような暴論を述べる人は昨今はあまりいないようである。というのも、まず第1に、種を絶滅させることは、それ自体で悪いことだと考えられている。そして第2に、種が絶

---

<sup>22</sup> 日本農業新聞取材班『鳥獣害ゼロへ』。ただし、この本には、防護柵などの対策も多く紹介されている。

<sup>23</sup> 環境省「狩猟及び有害鳥獣捕獲等による主な鳥獣の捕獲数」を参照。

<sup>24</sup> サルは狩猟対象ではないので、狩猟されたサルはいない。

<sup>25</sup> 実際に日本で、狼は人間によって絶滅させられた。

減したならば、生態系が崩れることが懸念されるからである。そうすると、正確に言うと、野生動物駆除の論理は、農業に被害をもたらすからというよりも、むしろ個体数が多すぎるからということであることが分かる。これが個体数を管理するという思想であろう。

では、鹿や猪は多すぎるのか。たしかに、過去数十年を見れば、激増している。しかし、だからと言って増えすぎたということにはならない。たんに、絶滅の危機にあった状態から個体数を回復したというにすぎないのかもしれない。現実には、数十年前には絶滅の危機にあった、それほどに個体数が減っていたのである。では、もともとどれくらいいたのだろうか。どれくらいの生息数が通常で、そこからの逸脱が増えすぎたとか減りすぎたとかということになるのだろうか。野生動物の場合、昔の生息数は、正確には分からない。けれども、例えば河合雅雄は、次のように述べている。

私の故郷である兵庫県篠山町は、……よく整ったこじんまりした城下町である。……昭和一桁の私の子どもの頃は、町中にいろんな動物がいっぱいいた。……キツネが住んでいた。……タヌキがいた。……中略……昭和一桁の時代は、篠山周辺にはカモシカなど生息地が限定される動物以外は、西日本にいる哺乳類のほとんどの種が生息していたといつてよい。当然、鳥類、爬虫類、両生類、さまざまな虫たちも同様に、町の中でさえその多くが普通に見られた<sup>26</sup>。

さらに明治初年にまで遡れば、河合は次のように記している。

幕末から明治初年に（日本を）訪れた欧米人は、野生動物の豊かさと日本人の動物に対するやさしい態度に感嘆するとともに、不可思議さを表明している。例えば、明治六（一八七三）年北海道開拓使として招かれたエドウィン・ダン。……最初に日本を訪れたときのこと、「芝、上野、東京中の草むらに雉がおり、英国大使館前の濠（皇居の濠）にはガンやカモなど水鳥が真黒になるほどいた。雄狐の鳴き声がしきりにし、狸もいる。朝、食堂のテーブルの上に雄狐がおり、バター皿の中身を食べていた」と記し、東京中で野生の鳥獣が人と共存している状況に感嘆している<sup>27</sup>。

---

<sup>26</sup> 河合・林『動物たちの反乱』、3～5頁。

<sup>27</sup> 河合・林『動物たちの反乱』、280～281頁。

1つ目の引用は、田舎とはいえ町中の話である。さらに2つ目の明治初年の話は、東京の町中のことである。地方であったり村落であったりすれば、さらに推して知るべしであろう。要するに、そこら中に野生動物が普通に見られたのであり、野生動物はたくさんいたと言えるだろう。

では、どれくらいいたのか。実は北海道のエゾシカについては、揚妻直樹が明治初年の個体数を、当時の捕獲数から推計している。それによると、「1873年当時に少なくとも47万頭以上のシカが生息していた」とのことである<sup>28</sup>。ところで2016（平成28）年度に、北海道におけるエゾシカの推定生息数は約45万頭である<sup>29</sup>。ということは、明治初年の水準に回復したとも言えるわけである<sup>30</sup>。

他方で、人間の数は確実に増加している。1872（明治5）年に、日本の人口は約3千5百万であった<sup>31</sup>。2017（平成29）年の人口は、約1億2千6百万である<sup>32</sup>。優に3倍以上、4倍近い増え方である。しかも、この間に生活水準が向上したことを考えると、人間による土地利用は、人口の増加以上に増えている可能性が高い。もしそうであれば、野生動物が人間の生活空間に入ってきているというよりも、人間のほうが野生動物の生活空間に入ってきていると言ったほうが正確だろう。

以上で、野生動物が増えすぎたとは言えないでしょう。そうだととしても、農作物被害は増えている。しかし、農作物被害についても、問題は、被害があることではなくして、被害が増えすぎている、多すぎるということだろう。しかし、本当に、164億円という被害額は大きすぎるのだろうか。たしかに、私の年取と比べれば、164億円というのは非常に大きな額である。しかし、話を誇張しないようにしよう。164億円というのは、日本全体

---

<sup>28</sup> 揚妻「シカの異常増加を考える」、3頁。頁数は、北海道大学学術成果コレクションのPDF版による。なお引用に際して、丸括弧部分は省略した。

<sup>29</sup> 北海道「平成28年度エゾシカの推定生息数等について」。

<sup>30</sup> この北海道の数字は、農業被害に関して重要である。というのは、シカによる農作物被害の71%が、北海道に集中しているからである。農林水産省「野生鳥獣による都道府県別農作物被害状況」を参照。

<sup>31</sup> 総務省「男女別人口・人口増減及び人口密度」。

<sup>32</sup> 総務省「人口推計」。



での数字である。日本が大きな国であることを忘れてはならない。164 億円が日本の農業にとって何を意味するかを見るために、日本の農業生産額を見てみよう。2017（平成29）年に、日本の農業総産出額は、9兆2千7百億円である<sup>33</sup>。この日本の農業全体と比べれば、164 億円というのは0.2 パーセントにもならない規模である。この総産出額から畜産を除いても、農業産出額は5兆9千6百億円である。この5兆9千6百億円と比べても、164 億円は、0.3 パーセント未満である。もちろん、問題はそれほど単純ではない。というのは野生動物による農作物被害は、すべての農家に一様にふりかかるわけではないからである。まったくなんの被害も受けない農家もいれば、大きな被害を受ける農家もいるだろう。

では、どうすればよいのか。1つ考えられるのは、保険で対応することである。これで農家は、たとえ野生動物による被害にあったとしても、経済的損失を被らなくてすむだろう。けれども、野生動物による被害は偏在している。だから、被害にあう農家と被害にあわない農家に分かれていて、被害にあう農家だけが保険に加入するのであれば、保険料が高くなって、保険としての意味がなくなってしまう可能性がある。次に考えられるのは、全国民が責任を分かち合って、被害農家に公的な補償をするという案である。それでも、野生動物による被害にあった農家は、経済的損失を被らなくてすむだろう。しかし、これら2つの案には、被害を防止しようという努力が促されないという問題がある。結果的に、被害が拡大する恐れさえある。

では、どうすればよいのか。農作物を野生動物に食べられたくないと思えば、どうすればよいのか。防護柵で守ればよいのである。これが基本である。江戸時代でもシシ垣があったことがよく知られている。シシ垣とは、猪や鹿の侵入を防ぐための石垣や土塁、木柵などである。こうした防護柵が、今では技術的に進歩しているので、より効果的である。これで、猪と鹿と猿は基本的に防ぐことができる。

防護柵を設置するには費用がかかる、と言われるかもしれない。しかし、防護柵の設置および維持のための費用が設置による被害削減額よりも小さければ、経済的に有効であ

---

<sup>33</sup> 農林水産省「農業生産に関する統計」を参照。

り、なんの問題もない。また防護柵の費用を追加的な費用と見るとしても、結局そうした費用は消費者に転嫁される。例えば、私たちが知っているイチゴ園は、鳥獣や虫から完全に守られていて、見るからに費用が高くつきそうである。けれども、その費用は、消費者が高いイチゴを買うことで負担している。

しかしながら、野生動物による被害にあっている農家は、そうした被害にあっていない農家と競合しているかもしれない。その場合には、防護柵のために追加的な費用を迫られる農家は、そうでない農家よりも（競争上）不利かもしれない。その場合には、不利な競争をするよりも、鳥獣に食べられない作物に転換することが適切かもしれない<sup>34</sup>。

さらに、防護柵を設置しても、野生動物による被害を完全には防げないかもしれない。その場合、どうしたらよいのか。どうしようもない。むしろ、どう考えたらよいのか、である。例えば、鈴木克哉は、被害を受ける人々に目を向けて、農家の人の次のような言葉を報告している。

「今朝父さんとしゃべってあったの。サル来ないとさみしいなって。サル来れば活気づいていいんだって」

「サルも大変だあ、ぼられて（追い払われて）。これども食わねば腹すくんだもの<sup>35</sup>」

祖田も、同じく次のように報告している。

たとえ専門的な生態学の知識のない一般の人たちでも、いや一般の人たちだからこそ、害を及ぼすサルを「あれも土地のもんだから」とか「シカやイノシシも生きていかなきゃならんから」などというのである<sup>36</sup>。

これは要するに、被害を許容する態度を表している。そうした心が、被害農家の人の中にある。これは重要である。人間が生きていかなければならないように、「シカやイノシシ

---

<sup>34</sup> 例えば、シソやトウガラシである（日本農業新聞取材班『鳥獣害ゼロへ』、76頁）。

<sup>35</sup> 河合・林『動物たちの反乱』、268頁、270頁。

<sup>36</sup> 祖田『鳥獣害』、199～200頁。

も生きていかな」ければならない。もともと、大地は人間だけのものではない。人間が勝手に占拠して利用しているにすぎない。山に隣接する農地は、第2節で私が述べた区分では、緩衝地帯であり、人間による利用が主で動物がいくらか立ち入ることも許容される利用的領域に当たる。だから、人間は柵などを設けて、「こっちにこないでね」という姿勢を示すけれども、それでも防ぎきれない被害については許容すべきなのである。実際に、防護柵によって被害が十分に小さくなれば、被害が大きな「問題」とも意識されなくなるだろう。

これは、ある種の発想の転換である。緩衝地帯の中でも、動物が主である自然的領域には、人間もいくらか立ち入って利用させてもらう。だから、人間が主である利用的領域でも、動物にいくらか立ち入って利用させてあげるのである。これは、現実的な妥協でもある。というのは、緩衝地帯では、人間の侵入を完全に排除することも動物の侵入を完全に排除することも現実的でないからである。

### 補論 狼を再導入すべきか

第3節で私は、「野生動物が増えすぎたとは言えない」と述べた。それは、現時点での話である。けれども、過去10年間や20年間を見て、鹿や猪の数が増えていることは事実である。ごく最近、シカについては2015（平成27）年度から、イノシシについては2011（平成23）年度から推定個体数が減っているのは、多くの野生動物を捕獲して個体数調整の努力をしているという原因に帰されうるだろう。ということは、もし野生動物の権利を尊重して、鹿や猪を狩猟や駆除によって個体数調整しなかったならば、どうなるだろうか。たとえ今現在、シカやイノシシの数が増えすぎていないとしても、増えすぎることになるのは時間の問題だと言ってよいだろう。何年後かには必ずそうなりそうである。そうした場合に、どうしたらよいのだろうか。

5つの方策が考えられる。第1は、自由放任論に従って、人間はなにもしないことである。自然は「放っておけ、どうにでもなる」という態度である。人間の義務は、野生動物を殺さないことであり、人間の権利は、農作物を防護柵などによって守ることである。自然のことは自然が考えてくれる、人間は自然に介入しないほうがよい、という考え方である。

る。この方針でいくと、鹿や猪などの野生動物は、増えるところまで増えるだろう。でもやがて食料供給の限界が、野生動物の増殖の限界になるだろう。それ以上には増えようがない。

この場合に問題になるのは、林業の被害、土壌の流失、生態系の破壊である<sup>37</sup>。この点では、特に鹿による被害が大きい。放っておけば、日本中が金華山のようになる可能性がある。それでもかまわない、なるようになる、というのも1つの見方である。しかしそれでは、あまりに被害が大きいとも考えられる。

第2は、農作物を防護柵によって守ったように、森林も防護柵によって鹿から守ることである。もちろん、鹿がまったく生きていけなくなるほどに鹿を締め出すのではない。そうではなくて国土や生態系の保全にとって必要なだけの森林を守って、あとは鹿の自由を保証する。

第3は、野生動物を殺すのではなくして、不妊処置を施すことによって野生動物が増えすぎないようにすることである。

第4は、現在のように、人間が野生動物の個体数を、駆除や狩猟によって管理することである。

第5は、鹿を捕食する狼を再導入することである。生態系の安定のためには、頂点捕食者としての狼が必要だと考えられるからである。狼と鹿の関係は、論理的に考えれば単純である。もし狼が増えれば、鹿が減る。鹿が減れば、狼も減る。狼が減れば、鹿が増える。反対にもし鹿が増えれば、狼も増える。狼が増えれば、鹿が減る。鹿が減れば、狼も減る。このようにして、狼の数と鹿の数は一定の均衡を保つ。つまり鹿が増えすぎない。こうして生態系が維持されていく。

これらの中で、第1の方策と第2の方策は、動物権利論の観点から問題ないように思われる。特に第2の、森林を防護柵によって守るという方策は、動物の権利を尊重し、なおかつ森林環境も守ることができるという点で優れているように思われる。ただし、この方

---

<sup>37</sup> こうした被害については、高槻『シカ問題を考える』が詳しい。丸山『オオカミが日本を救う』の第6章も参照。

策には、十分に広大な森林を防護柵によって本当に守れるのかという疑問が残る。第3の方策、つまり野生動物に不妊処置を施すというやり方は、動物への最低限の介入で野生動物が増えないようにする妥協案と思われる。ただしこの方策については、費用がかかるという問題点がある。第4の方策、要するに野生動物を殺すことに対しては、動物権利論は反対する。

第5の方策は、生態系主義者や環境論者の主張である。しかしながら、この考えは、動物権利論者にとっては、難しい問題を提起するようと思われる。第1に、鹿を殺す目的・意図で狼を再導入することは、動物を他人（今の場合は狼）に殺させることになるのではないか。第2に、鹿が狼に殺されるのと人間によって殺されるのを比べれば、人間によって殺されるほうがましではないか。つまり、狼によって殺されるほうが鹿にとって苦痛が大きく、鹿を人間が銃殺したほうがまだしも人道的ではないのか。そうであれば、なぜ敢えて狼を再導入するのか。狼を再導入するくらいなら、人間が鹿の個体数調整をしたほうがよいのではないか。

しかし、そうではない。狼の再導入がどういうことかを、よく考えてみよう。狼の再導入とは、少し具体的に（考えられているところで）は、ハイイロオオカミを中国大陸から日本列島に連れてくることである。まず、日本列島にいたニホンオオカミやエゾオオカミはハイイロオオカミなので、狼の再導入は外来種の導入ではない。中国大陸から連れてこられるハイイロオオカミは、日本の生態系の中でニホンオオカミやエゾオオカミと同じ働きをする。また、ハイイロオオカミを連れてくるというのは、すでに存在している狼を引っ越しさせることである。だから、基本的に、狼によって捕食される動物の数が増えるわけではない。狼によって捕食される個体が、中国大陸の個体から日本列島の個体に変わるだけである。したがって、狼を引っ越しさせることは、狼をして、新たに——ないし追加的に——鹿などを捕食させることにはならない。これで、直前の節で述べた第1の懸念は、払拭される。

それに対して、現在行われている第4の方策では、人間が毎年毎年、鹿などを殺して自然に介入し続けなければならない。「自然に介入し続けなければならない」という点は、第3の方策も、同様である。それらの継続的に自然に介入する方策に比べれば、第5の方

策は、自然への介入が最小限である。狼を引っ越しさせるだけだからである。狼を殺すことも傷つけることもしないですむ。特に、狼は通常、家族で生活するので、家族群をまるごと引っ越しさせるならば、狼の個体を家族から引き離すこともしないですむ。

3つ前の段落で述べた第2の懸念については、こう言うことができる。狼が鹿などを捕食するのと、人間が鹿などを殺すのとでは、意味が違う。すでに述べたように、狼は、中国大陸にいても日本列島にいても、被食動物を殺して食べる。それは、狼にとって、生きるために避けることのできないことである。また、鹿は狼に捕食されることによって、生態系を健全に保つことができる。他方、人間は、動物を殺さなくても生きていける。だから、人間が動物を殺す場合には、道徳的問題になる。要するに、動物権利論は、人間に対して動物を殺すなと要求するけれども、他の動物に対しては動物を殺すなという要求はしないのである。そうすると、第5の方策も、動物権利論にとって許容可能だと思われる。

そこで、動物権利論の立場から、右の5つの方策を評価してみよう。第4の方策は、すでに述べたように、動物権利論にとって受け入れられない。第1の方策から第3の方策および第5の方策は、受け入れられるように思われる。ただし、第3の方策は、少しとはいえ動物に介入し傷つけるので、動物権利論によって推奨されないだろう。そうすると残りは、第1の方策と第2の方策と第5の方策である。これら3つの方策は、動物権利論の観点だけからは優劣がつけがたい。

それでは、動物権利論以外の観点を取り入れれば、どうなるだろうか。第1の方策は、すでに述べたように、林業の被害、土壌の流失、生態系に破壊の点で多くの人が受け入れがたいと感じるだろう。健全な自然の生態系には、それ自体で価値があると思われるからである。そうすると残るのは、第2の方策と第5の方策である。その中で第5の方策には、1つ良い点があると思われる。それは、狼を絶滅させた人間の責任という視点である。そもそも鹿などが増えすぎる問題の発端は、狼の絶滅である。狼は自然に絶滅したのではない。人間が絶滅させたのである。だから、人間には、狼を絶滅させた責任がある。では、その責任をどのように負えばよいのか。たしかに、狼に代わって人間が鹿などの個体数調整をするというのも、1つの責任の取り方かもしれない。しかし、それよりも狼絶滅以前の現状を回復させることができれば、それがもっとも良いと思われる。もちろん、死んだ

個体を生き返らせることはできない。しかし、別の個体を導入して生態系を回復することはできる。このように狼を絶滅させた人間の責任を考えたならば、第2の方策よりも第5の方策のほうが優れていると思われる。

## 参考文献

- 揚妻直樹、「シカの異常増加を考える」、『生物科学』第65巻第2号（2013年11月）、108～116頁。[https://eprints.lib.hokudai.ac.jp/dspace/bitstream/2115/54808/1/65\\_2\\_108\\_116.pdf](https://eprints.lib.hokudai.ac.jp/dspace/bitstream/2115/54808/1/65_2_108_116.pdf)
- 浅野幸治、「工場式畜産の発展」、『豊田工業大学ディスカッション・ペーパー 第15号』、2017年10月。<http://www.toyota-ti.ac.jp/Lab/Kyouyou/Humanities/FactoryFarm.pdf>
- 大上泰弘、『動物実験の生命倫理——個体倫理から分子倫理へ』、東信堂、2005年。
- 笠井憲雪監修・太田恭子著、『ありがとう 実験動物たち』、岩崎書店、2015年。
- 河合雅雄・林良博編著、『動物たちの反乱——増えすぎるシカ、人里へ出るクマ』、PHP研究所、2009年。
- 環境省、「特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン（イノシシ編） 種別編」、2010年。<https://www.env.go.jp/nature/choju/plan/plan3-2a/chpt2.pdf>
- 、「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（ニホンジカ編・平成27年度） 種別編」、2016年。<https://www.env.go.jp/nature/choju/plan/plan3-2e/chpt2.pdf>
- 、「統計手法による全国のニホンジカ及びイノシシの個体数推定等について」、2018年。<https://www.env.go.jp/press/files/jp/110043.pdf>
- 、「狩猟及び有害捕獲等による主な鳥獣の捕獲数」。<https://www.env.go.jp/nature/choju/docs/docs4/higai.pdf>
- 桑原康生、『オオカミの謎——オオカミ復活で生態系は変わる？』、清文堂新光社、2014年。
- 総務省、「男女別人口・人口増減及び人口密度（明治5年～平成21年）」。<http://www.stat.go.jp/data/chouki/02.htm>
- 、「人口推計（平成30年（2018年）10月確定値、平成31年（2019年）3月概算値）」、2019年。<http://www.stat.go.jp/data/jinsui/new.htm>
- 祖田修、『鳥獣害——動物たちと、どう向き合うか』、岩波新書、2016年。
- 高槻成紀、『シカ問題を考える——バランスを崩した自然の行方』、ヤマケイ新書、2015年。
- 中村元訳、『ブッダの真理のことば、感興のことば』、岩波文庫、1978年。
- 、『ブッダのことば——スッタニパータ』、岩波文庫、1984年。
- 日本農業新聞取材班、『鳥獣害ゼロへ！——集落は私たちが守るツ』、こぶし書房、2014年。
- 農林水産省、「野生鳥獣による農作物被害状況の推移」、[http://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/h\\_zyokyo2/h29/attach/pdf/181026-1.pdf](http://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/h_zyokyo2/h29/attach/pdf/181026-1.pdf)



——、「野生鳥獣による都道府県別農作物被害状況（平成 29 年度）」、[http://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/h\\_zyokyo2/h29/attach/pdf/181026-4.pdf](http://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/h_zyokyo2/h29/attach/pdf/181026-4.pdf)

——、「農業生産に関する統計（1）」。<http://www.maff.go.jp/j/tokei/sihyo/data/05.html>

ハンク・フィッシャー、『ウルフ・ウォーズ——オオカミはこうしてイエローストーンに復活した』（朝倉裕・南部成美訳）、白水社、2015 年。

北海道、「平成 28 年度エゾシカの推定生息数等について」、2017 年。<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/tkk/hodo/happyo/h29/08/290801-04ezoshika.pdf>

丸山直樹編、『オオカミが日本を救う！——生態系での役割りと復活の必要性』、白水社、2014 年。

丸山直樹、須田知樹、小金澤正昭編、『オオカミを放つ——森・動物・人のよい関係を求めて』、白水社、2007 年。

八神健一、『ノックアウトマウスの一生——実験マウスは医学に何をもたらしたか』、技術評論社、2010 年。

吉家世洋、『日本の森にオオカミの群れを放て——オオカミ復活プロジェクト進行中 改訂版』、ビイング・ネット・プレス、2007 年。

和田一雄、『ジビエを食べれば「獣害」は減るのか——野生動物問題を解くヒント』、八坂書房、2013 年。

Cavalieri, Paola. *The Animal Question: Why Nonhuman Animals Deserve Human Rights*. Tr. by C. Woollard, Oxford: Oxford University Press, 2001.

Francione, Gary L. *Introduction to Animal Rights: Your Child or the Dog?* Philadelphia: Temple University Press, 2007.

---

豊田工業大学ディスカッション・ペーパー 第17号

発行日 2019年3月26日

編集・発行 豊田工業大学人文科学研究室

連絡先 〒468-8511 名古屋市天白区久方2丁目12-1

豊田工業大学 浅野幸治

Tel. 052-809-1754

E-mail: [asano@toyota-ti.ac.jp](mailto:asano@toyota-ti.ac.jp)

---

Discussion Paper No. 17  
Toyota Technological Institute

**Animal Rights Theory  
and Wild Animals**

Kozi Asano